運 航 基 準

(人の運送をする内航不定期航路)

運河遊覧航路(3) 運河遊覧航路(4) ゴンドラ専用 ハウステンボス空港遊覧航路 ハウステンボス西海橋遊覧航路 ハウステンボス九十九島遊覧航路 大村湾遊覧航路 無人島航路

令和5年 3月 1日 改定

ハウステンボス株式会社

目 次

第1草	目的	1
第2章	運航の可否判断	1
第3章	船舶の航行	4

第 1 章 目 的

(目的)

第1条 この基準は安全航管理規程に基づき、人の運送をする内航不定期航路の船舶運 航の船舶の運航に関る基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的 とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

気象 海象港名	風速	波高	視 程	運河水位
運河内全桟橋	15m/S 以上	0.3m 以上	50m 以下	基準水深 2.3m以上 基準水位+0.1m以上 (T.P.+0.4以上)
ハウステンボス A桟橋				
長崎空港	15m/S 以上	0.5 m 以上	300m 以下	
長島・田島				

2. 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象、海象(視程を除く。)に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあるときは、発航を中止しなければならない。

発航地	風速	波高	運河水位
運河内全桟橋	15 m/s 以上	0.3m以上	基準水位+0.1m 以上
ハウステンボス A桟橋			
長崎空港	15 m/s以上	0.5m以上	
長島・田島			

3. 船長は、発航前において、当該発航港に近接した海域における視程に関する情報を確認し、それぞれ次に掲げる条件に達していることが観測され又は達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

海域及び視程 発航港	発航港に近接した水域	視程
運河内各桟橋	ハウステンボス運河全域	50m以下
ハウステンボス A桟橋 長崎空港	ハウステンボスA桟橋からマリーナ海域 に至るまで 長崎空港周辺5マイル海域	300m以下
佐世保港	港内より5マイルに至る海域	500m以下
長島・田島	長島・田島周辺5マイル海域	300m以下

4. 船長は、前3項に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置 その他の適切な措置を取らなくてはならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩 行が著しく困難となるおそれがあり、転倒等の事故が発生するおそれがあると認 めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準航路の変更その他適切 な措置をとらなければならない。

「おそれのある」とするおおよその判断基準(数値)は次のとおり。

	風速	波高	動揺
運河内	15m/s以上	波高0.3m以上	横揺れ5度以上
大村湾	15m/s以上	波高0.5m以上	横揺れ 10 度以上
佐世保港	15m/s以上	波高1.0m以上	横揺れ 10 度以上
鹿子前港	15m/s以上	波高1.0m以上	横揺れ 10 度以上

3. 船長は、航行中、周囲の気象・海象(視程を除く。)に関する情報を確認し、 次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、航行の継続を中止し 帰港の措置をとらなければならない。

	風速	波 高
運河内	15m/s以上	波高0.3m以上
大村湾	15m/s以上	波高0.5m以上
佐世保港	12m/s以上	波高0.5m以上
鹿子前港	12m/s以上	波高0.5m以上

4. 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達した と認めるときは、基準航行を中止し、その時の状況に適した安全な速力とし、状 況に応じて航路外係留、最寄りの桟橋又は基準経路変更の措置をとらなければな らない。

運河内	視	程	50 m 以下
大村湾	視	程	300 m 以下
佐世保港	視	程	1000 m 以下
鹿子前港	視	程	1000 m 以下

5. 船長は、航行中運河水位が次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、航路外係留、最寄りの桟橋への着桟の措置をとらなければならない。

運河水位	基準水位+0.1m以上
------	-------------

(入港及び着桟の中止)

第4条 船長は入港及び着桟予定地付近の気象、海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港又は着桟を中止し、航路外での係留、又は最寄りの桟橋への着桟その他の適切な措置をとらなければならない。

気象・海象 港 名	風速	波高	視程
運河内全桟橋	15m/s以上	0.3m以上	50m以下
ハウステンボス A桟橋			
長崎空港	15m/s以上	0.5m以上	300m以下
長島・田島			

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 運航管理者および船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を航海日誌又は運航協議記録簿に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航の継続の措置については、判断理由を記載すること。短い航路における運航の可否判断については適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(運航基準図等)

第5条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点及び終点の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路(針路、変針点、基準経路の名称等)
- (3)標準運航時刻(起点及び終点の発着時刻)
- (4) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶が輻湊する海域
- (5) 船長が運航管理者と連絡をとるべき地点
- (6) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (7) その他航行の安全を確保するための必要な事項
- 2. 船長は、基準経路、避険線、その他必要と認める事項を航路図に記入して航海の 参考に資するものとする。
- 第6条 基準経路は、運航基準航路図運河遊覧航路(3)(4)、ハウステンボス西海橋遊覧 航路、ハウステンボス九十九島遊覧航路、ハウステンボス空港遊覧航路、大村湾 遊覧航路、無人島航路に記載のとおり、常用基準経路とする。

- 第7条 速力基準は〔別表1〕に定めるとおりとする。
 - 2. 船長は、速力基準表を操縦席の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。
 - 3. 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を操縦席に備え付けておかなければならない。

(特定航法)

- 第8条 早岐港ハウステンボスハーバーの航法
 - (1)船舶は、入港しようとするときはハウステンボス地先1号ブイを左に見て 水路に入り、水路の右側を航行しなければならない。
 - (2) 船舶は、出港しようとするときは、水路の右側を航行しハウステンボス地 先2号ブイを左に見て通過しなければならない。
 - (3) 船舶は、水路においては他の船舶と平行して航行し又は他の船舶を追い越してはならない。
 - (4) 横島~ハウステンボス地先ブイ間は6ノット以下、地先ブイ~桟橋間は安 全運航に支障のない速度まで減速して航行しなければならない。
 - (5) 西海橋地先の魚釣崎とヘタ裸島を結ぶラインから長島港の区間は6 ノット 以下とし安全運航に支障のない速度まで減速して航行しなければならない。

(連絡方法)

第9条 船長と運航管理者の連絡は、次に掲げる方法とする。

	区分	連絡先	連絡方法
(1)	通常の場合	本 社事務所	無線機 Or 携帯電話
(2)	緊急の場合	本 社事務所	無線機 Or 携帯電話

(機器点検)

第 10 条 船長は、着桟前、桟橋手前 1,5 0 0 m付近において、機関の後進、舵等点検を実施する。これは、短い航路において、1 日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。但し、運河内が主航路となる A~E 航路においてはこの限りではない。

(記録)

第11条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を航海日誌に記録するものとする。